

令和7年度第2回バリアフリー吹田市民会議 議事録

日 時:令和8年2月4日(水)午後2時~午後3時

場 所:吹田市役所 災害対策本部会議室

出席者:【バリアフリー吹田市民会議委員】

栗田委員、森委員、西岡委員、近藤委員、大江委員、福西委員、波那本委員、船木委員、
渡部委員

【説明部署】

土木部 地域整備推進室:中谷参事、多田野主幹、山家主査、小林主任

【事務局】

障がい福祉室:平井(倫)参事、山田主幹、星野主任

会議次第:1 開会

委員・市職員紹介、会長・副会長指名

2 案件説明・討論

佐井寺西土地区画整理事業に伴う都市計画道路整備について

【佐井寺西土地区画整理事業に伴う都市計画道路整備について】

委 員:自転車の通行部として矢羽根を設置する計画として説明がありましたが、路肩に車が駐車していると、自転車が道路の方に出てしまうという危険性も考慮すると、矢羽根ではなく、自転車通行帯を設けることはできないのでしょうか。ただ、どうしてもそういうことができないのであれば、矢羽根ではなく、自転車道を青色で塗りつぶすようなことはできないのでしょうか。

担当所管:特に豊中岸部線ですが、全体の道路幅員とその他用地などの関係から、自転車専用通行帯のような幅を確保することは難しいです。また、前後区間の状況も考慮し、車道での混在走行ということで考えております。

委 員:資料の説明の中で、自転車道、自転車専用帯、車道混在の三つの方式の中から選択されているという認識でよろしいでしょうか。

担当所管:はい。

委 員:自転車のルールが春から厳しくなると思いますが、それでも自転車が歩道を通ることもあり得ると思います。このことについて、行政による自転車のルールなどはあるのでしょうか。また、横断歩道の信号の設置などについて、計画があれば教えてください。聴覚に障がいのあるような人が歩きやすい、運転しやすい道路の整備をお願いしたいと思っています。

担当所管:1点目の行政としてのルールについてのご質問ですが、自転車走行についての担当の所管ではないので、一般的な回答になってしまいますが、基本的には自転車の走行については、道路交通法などで定められており、警察の所管になるかと思っています。

2 点目のご質問にありました信号や横断歩道に関してですが、大きな道路が交わる交差点になる箇所については信号や横断歩道を設置していただくような計画について、大阪府警察本部などと協議を進めているところですが、現時点では、設置が確約されている状況ではありません。

委員：自転車についてですが、歩道上を走る自転車は、行先によっては車と逆方向を走行している状況というのも見受けられます。矢羽根を整備した道路であれば、隣に車が走行していることもあり、逆走しているということもあまり見受けられないと感じています。そういう意味では、矢羽根での整備であれば、自転車の車道通行の原則が守られるのではないかと感じています。

横断歩道や信号についてですが、府道や市道が交差するところには事故が起きやすいので、信号をつけてくれる可能性はあると思いますが、視覚障がい者に配慮した音響信号も合わせて要望したいと思います。ただし、大阪府全体でも多くの設置要望がある状況で、信号設置が順番待ちになり、交通量や利用者が少ない箇所には、信号機がつかないということ状況になることもあり得るということをお伝えしておきます。

委員：今回事業を行っている箇所は、大規模な開発のような工事が進められていて、新設の道路が整備されるということで良いですか。

担当所管：土地区画整理事業の中で、新設の都市計画道路を整備するものです。

委員：今回提示された道路については、全く新しく作られる道路ということで、地形上の勾配や地理的な要因も関係しているかと思います。まさに、計画と言いながらも、ある程度の制限はあるのだろうと思ったのですが、今既存の『ニュータウン』と旧市街地を結ぶ何本かの道路を見ても、かなり勾配が急であったり、また当時の状況が影響していたりといった点があるかと思います。当時の状況ではそこまで交通量が予想されていなかったのか、現在の通行量と道路の規模がかなり釣り合っていないのではないかとと思われるところがあります。個人的にはそういった点があると思っておりましたので、今回、勾配などが分かればと思い、質問しました。特に車いすユーザーの方にとっては、勾配が急かどうかという点が車いすの通行に影響するためです。車いすの通行に支障が出たり、歩道の幅の問題などがあるかと思います。新しい計画なので、既存の古い道路のような問題はないと思うのですが、実際、今回お示しいただいた 2 本の道路のうち、片側 2 車線道路の豊中岸部線の方が気になる点があります。

片側 2 車線道路の豊中岸部線の歩道部分は狭く、片側 1 車線道路の佐井寺片山高浜線の方が結果的には広く、比較的ゆったりとした歩道部分が作られているのかな、というふうに拝見しました。道路が二車線になるということについては、それぞれの交通量やさまざまな理由が関係して、このような結果になっているのだろうとは思いますが、こういった歩道部分の幅、いわゆる車道幅などの決定は、最終的にどのような形で決定されるのでしょうか。

担当所管：都市計画決定によってある程度、幅員なども決まっており、用地などの関係で全体的な制

約がある中で、将来の交通量から道路の区分に応じて必要な車線数や幅員などが決まりました。また、例えば植栽が必要かなども検討していくこととなりますが、それぞれ最低限必要な幅員というものもありますので、それは確保していくこととなります。理想的な幅員を確保することは難しいことをご理解いただけますと幸いです。

委員：自転車についてですが、なぜ今、バリアフリー法が改正されて、自転車が車道を走るようにという方針が示されました。それに伴い、どんどん車道での活用が進んできていると思います。しかし、現在の道路事情を見ると、矢羽根整備するより、しっかりと自転車の通行スペースを整備したり、自転車の通行場所を明確にカラーリングで表示する必要があると思います。新設する道路であるのに、なぜ今までの道路の作り方を続けなければならないのかというところに疑問が残ります。なぜ植栽部分を設けてまで歩道を整備し、自転車道を作らないという状況になっているのでしょうか。

担当所管：事業としては、植樹帯を設けて、一定のみどりの確保を行っていきたいと考えております。

委員：これまでの道路の作り方とは異なる方法で、自転車を分離する形を採用してもらいたいと考えます。そして植栽帯についても、環境的にみどりが必要だということであれば、その地域の住民の方々にアンケート等を取ってのことなのでしょうか。

担当所管：特にアンケート等は取っていません。

委員：植樹帯については規定があるのでしょうか。

担当所管：道路構造令では、今回道路の区分においては必要なものとして規定されております。

委員：植栽の選定などは、他の部署で行うものになりますか。

担当所管：事業の中で設置していきますので、担当部署と協議を行っております。具体的に言うと、高木と低木を植えることになると考えていますが、樹種の選定には至っていません。

委員：例えば、落葉の処理が頻繁に必要なかどうか、またそういった管理が必要な植物なのかどうか、それから枝の剪定など。案外、車いすをご利用の方や小さいお子さんの目線の高さなども考慮する必要があると思います。子供を連れていらっしゃる方の顔の高さにかかるような枝ぶりのものなど、さまざまな点を考慮する必要があります。既存の道路でもそのようなケースを拝見しますので、そのあたりも選定の際に考慮しなければならないかと思えます。

委員：電線類の地中化、そして街灯のことについて質問です。電気関係のボックスが置いてあったりするようですが、点字ブロックを視覚障がい者が歩く際に支障とならないように配慮していただければと思います。また、街灯についてですが、どれぐらいの高さで、どんな色かという点についても、教えていただきたいと思えます。

担当所管：電線共同溝の整備に伴い、地上から出る部分に関しては、地上機器というものが歩道と車道の間で車道側付近に設置されるという形になります。

街灯については、豊中岸部線は中央分離帯部分に、佐井寺片山高浜線につきまして歩車道境界付近に建てる計画です。ご質問いただいた色で言いますと景観色でダークブラウン等になるかと思えます。また高さについては、現在検討中ですが、場所によって異なるため、何メートルとこの場でお伝えするのは難しい状況でございます。

委員：中央分離帯付近に街灯があると、歩道上では暗くなると思います。車は暗くなると点灯するので、問題ないように思いますが、安全という点では歩道は明るい方が適しているのではないかと思います。

委員：1 点目、無電柱化に伴いトランスボックスが歩道に設置されることになりましたが、植栽帯の部分に設置されるのか、歩道側に設置されるのか、どのようになりますか。

2 点目、歩道の点字ブロックの引き方ですが、壁側から 60cm 程度ということになっていますが、歩道の中央付近に点字ブロックを設けることの方が杖を持って視覚障がいの方が歩く際に、前にも後ろにも杖が振れるように、真ん中にある方がいいのではないかと、自分は思います。

3 点目、植栽帯に高木があると、年月が経つにつれて根上りし、歩道がかなり凸凹になってしまい、通行しにくいという問題が発生します。その点についてどうなりますか。

最後に、両路線ともに、バスは通行するのでしょうか。もしバスが通行するとすると、このバス停の作り方等は、どのようになりますか。

担当所管：1つ目の地上機器といわれるトランスボックスですが、植栽帯が設置できるような、ある程度幅がある部分については、植栽帯の中、その幅の中に入るような形で計画しております。ただし、交差点付近では車線数が増えるため、植栽帯を設けない形になりますので、地上機器が歩道に設置されるという形になります。

2つ目の視覚障がい者誘導用ブロックについて、歩道の真ん中に配置した方が良いのではというご意見に関しては、以前にもそういったお話をいただいたかと思いますが、ガイドライン等に基づいて 60cmという設定にしております。これは、高齢者等は歩道を自転車で走行する場合がありますので、それを想定した場合に、どちらかという、歩道の中でも車道側を通ることを考えられているのではないかと思います。

3つ目の植栽の根上りについて、成長すると根上りすることもあると思いますので、どういったものを選定するかという点については、今後管理部署と協議していきたいと考えております。

最後に、バスの運行について、例えば阪急バスや「すいすいバス」について、運行を予定しているというような具体的なお答えはいただいていませんが、引き続き協議を進めていきたいと考えております。

委員：点字ブロックについて、壁側から 60cmというのは、国土交通省や有識者、視覚障がい者等が検討された上での 60cmであると思います。小学生や高齢者等は歩道を自転車で通行しても良いと認められており、実際に、自転車が歩道の車道側を通ることになると、点字ブロックが真ん中に設けられている場合、自分が歩いているところを避けながら、右側から通っていく人、左側から通っていく人がいる状況について、安全であるとは認識していません。もし左側に点字ブロックが寄っていれば、壁や柵などから 60cmであれば、それを目印にして杖を当てながら壁に当てて進む方が安心だとおっしゃる方もいます。これは視覚障がい者の方が、いつ視覚障がい者になったのか、視力が低下したのか、また歩行訓

練を受けた際の指導員や自分の工夫の仕方によって、その便利さは異なってきますので、一概には言えませんが、ただやはり、点字ブロックが歩道の真ん中というのは視覚障がい者にとって安全ではないと考えます。

委員：今回、新設される道路ということで、できましたら新しいプランや考え方を取り入れていただけたら良いのではないかと個人的には思っている次第です。今回、この道路の作り方というのはもう決定されているのでしょうか。

担当所管：警察との協議等を行っている内容にはなります。

委員：ここは意見を聞く場であり、その意見を取り入れていく場であると思います。これでは、これまで意見が出ていたと思いますが、何のためにこの会議が開かれているのかということになります。決定済みのものを持ってこられても、何の意見が出せるのか、自分たちが声を出しても何が反映されるのかがわかりません。そこをしっかりと、会議を開く前に。認識していただかないと。自分たちが今伝えた言葉が、全て無駄になってしまいます。その点は、今決定されているということで、おっしゃられました。しっかりと認識していただきたいと思えます。

以上